

目指す姿

生まれた環境に関わらず自分らしく生きることができ、社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく社会に向かっている

指標	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
子どもまんなか社会の実現に向かっていると回答した人の割合	3.8%	増加
子どもは権利の主体であると思う人の割合	44.8%	増加
自分には自分らしさがあると思う人の割合(青少年)	61.1%	増加

現状と課題

- 本市においても外国にルーツをもつ子どもがいることから、国籍、言語、文化、習慣などの違いにかかわらず、佐倉市の一員として安心して暮らすことができるために、相互理解をしながら日本の文化や生活習慣、日本語学習への支援を充実していくことが必要です。
- こどもの権利や人権に対する理解の促進や、社会の変化に対応するための男女平等参画への意識の醸成など、様々な多様性を相互に尊重しながら、誰もが自分らしく生きていくための周知・啓発が重要となっています。
- 子どもや子育て中の方々が、気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく機運を醸成することが重要となっています。

施策

施策34 子どもまんなか社会を推進します。  重点

子ども・若者の視点に立ち、子ども・若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を反映し、子どもまんなか社会の実現を目指します。子ども・若者は未来を担う存在であり、様々な支えを受け自立していくためにも、子どもたちが健やかに幸せに成長できる環境を推進します。

【主な取組】

- ・子ども・若者の意見の反映
- ・子どもまんなかまちづくりの推進
- ・必要な情報を必要な人に届けるための情報発信
- ・社会全体で子どもや子育て世帯を支えていく機運を醸成するための情報発信



施 策

施策35 外国人への支援や、人権、男女平等参画への意識を醸成します。

生まれた環境に関わらず、こどもの可能性を広げられるように、日本語学習の充実や文化、生活習慣を身に着けるために外国人のこども・若者の支援を推進します。また、こどもの権利や男女平等参画への意識を醸成し、正しい理解に向けた周知・啓発を推進します。

【 主な取組 】

- ・外国人のための日本語講座及び生活相談事業の実施
- ・人権施策の推進
- ・こどもの権利についての啓発



「こどもどまんなか 佐倉 のびのび育ち、笑顔咲く」 の実現に向けて

佐倉市は、こどもどまんなか社会の実現に向けて、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、こどもや若者、子育て当事者を市全体で支えています。

こども大綱にも記載されているとおり、こどもどまんなか社会の実現のために重要なことのひとつが、「権利の主体であるこどもの意見を聴き、尊重すること」です。

佐倉市は、こどもの意見表明の機会を設けるために、令和7年度から佐倉市版「こども🌸若者いけんぷらす」をはじめます。これは、こども・若者の意見を市の施策に反映させるための取組で、市が主催するワークショップやアンケートにて意見を出していただきます。

こどもの意見を聴き反映していくことで、こどもがのびのびと育ち笑顔でいられるまちの実現を目指します。

こどもどまんなか

(佐倉市こどもどまんなかマーク)



困難な状況にある子どもたちが、前向きで希望を持って健やかに成長できるよう、環境の整備や教育の機会均等などを進め、こどもの貧困対策を総合的に推進していきます。

詳細は、第5章をご覧ください。

●教育の支援

困難な状況にある子どもに対する学校教育の充実や教育の機会均等に関する支援

- ・ 学校における教育の充実
- ・ 学力向上支援
- ・ 就学支援
- ・ 学習支援の充実
- ・ 幼保小連携の推進
- ・ 教育の機会均等
- ・ 幼児教育、保育の推進、
質の向上
- ・ 教育費負担の軽減
- ・ 食育の推進
- ・ 多様な体験の機会の創出
- ・ 社会性の向上



●保護者の就労・経済的支援

困難な状況にあるこどもの保護者に対する就労の支援や経済的な支援

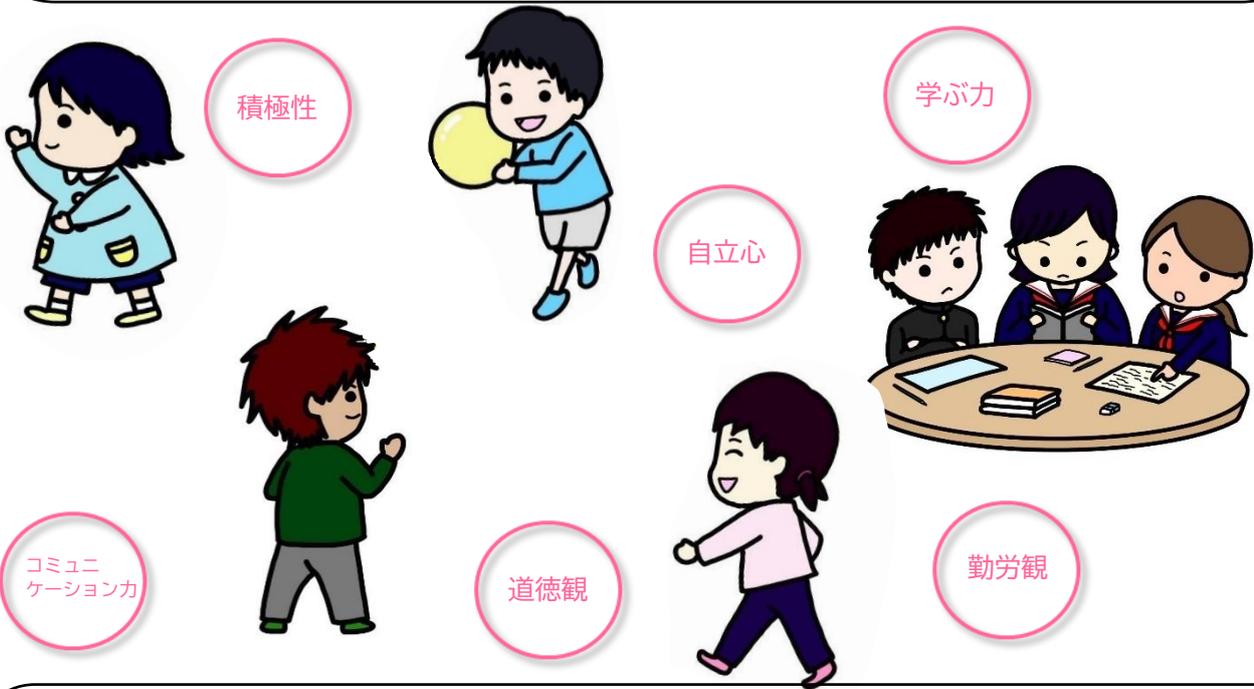
- ・ 就労支援
- ・ 職業訓練への支援
- ・ ひとり親に対する支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援
- ・ 各種補助等の経済的支援
- ・ 教育費負担の軽減
- ・ 児童手当等の着実な実施
- ・ 多様な保育の充実



●生活の支援

困難な状況にある子どもや保護者に対する生活の安定に関する支援

- ・保護者、子どもへの生活支援
- ・社会との交流の機会の提供
- ・子育て支援のワンストップ化の推進
- ・保育等の確保
- ・社会的養育の充実
- ・こどもの居場所作り
- ・保護者の育児負担の軽減
- ・親育ての支援
- ・多様な体験の機会の創出
- ・食育の推進
- ・ヤングケアラーの把握・支援
- ・家庭環境改善への支援



●支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備

- ・「気づき」の機会の充実
- ・早期の状況把握、対応
- ・関係機関との連携体制の構築
- ・相談先の充実
- ・支援人材の育成
- ・こどもの貧困に関する情報収集
- ・相談方法の充実
- ・気軽に相談できる体制整備

詳細は・・・
第5章 佐倉市こどもの貧困対策計画へ

